

フェリス女学院は、「キリスト教の信仰に基づく女子教育」を建学の精神として、1870（明治3）年にアメリカカ改革派教会によって横浜の地に創立された。2020年には、創立150周年を迎える。専門学校、短期大学を経て、4年制大学が開設されたのは、1965年である。

建学の精神とともに、聖書に由来する「For Others」が、教育理念として定着し共有されてきた。私は2003年に理事を引き受け、2011年から理事長の責を担うこととなったが、前任理事長からの申し送りは、「女子教育と理事のクリスチャン・コードを堅持すること」の一言（だけ！）であった。クリスチャン・コードとは、寄附行為の「この法人の理事は、福音主義キリスト教信者であるものに限る。」を指している。換言すれば、「建学の精神を守ること」が前任理事長からの唯一の申し送りであった。

私は銀行と食品メーカーに40年以上勤

建学の精神と私学経営



め、大学教員出身で本学院の学院長であった前任理事長とは経歴を全く異にしているが、経営や財務の実務者である私にとつては、建学の精神、教育理念を支えるために、学院の経営基盤を強化し安定させることが課せられた責務であると受け止めてきた。

研究者あるいは教育者の経験を持たない企業出身の理事者が教員サイドから聞かされるのは、「学校は企業とは異なる」という言葉ではなからうか。「企業は利益の追求を目的とするが、学校はそうではない」がその含意である。「企業即利益追求」には思い込みもあるが、企業人に恐らく共通する組織優先の経営感覚、目的志向の合理性追求、市場原理的割切り、スピード感など、発想や思考体系の違いに、理屈を超えた違和感が生じるのである。学院長、大学長、中学・高校長、事務局長をはじめとする学内外理事のクリスチャン・コードを堅持する一方で、

コード対象外の副学長、学部長、事務局
管理職の理事会、常任理事会への陪席を
求め、オープンな意見交換を通じて、理
事会と教学現場の相互理解と認識の共有
に努めている所以でもある。

一方、企業出身の理事者が最初に途惑
うのは、学校（大学）では「権限と責任
が表裏の関係にない」ことではないか。
大学の実質的な権限は教員（教授会）に
あり、責任は理事会に帰するという権限
と責任の二重構造に馴染むのに時間が掛
かるということである。組織の論理で動
くことを当然とする企業人と、一義的に
は個々の専門分野に特化した大学教員と
の意識の違いでもある。少子化時代を迎
え、大学の改革が叫ばれて久しいが、教
職員個々には危機感があっても、これを
糾合して教学面の具体的な改革に結び付
けることは必ずしも容易ではない。企業
のようなトップダウンによる事業の選択
と集中、人員削減や配置転換による合理

奥田 義孝 ● 学校法人フェリス女学院理事長

化ではことが片付かないからでもある。
大学の改革は力仕事であり、使命感とと
もに、人事も含めた周到な準備とエネル
ギーが必要だということであろう。

今更いうまでもないことではあるが、
学校（大学）を改革するためには、建学
の精神に基づくミッション・ヴィジョン
を再確認し、現実を直視するとともに、
当面する課題を先送りせず、計画的かつ
継続的に改革を進めていく体制作りと意
識改革が必要である。昨今、大学の改革
を推進するために、理事長あるいは学長
の権限強化を唱える向きもあるが、政治
の世界を引き合いに出すまでもなく、権
限の一極集中には弊害も当然に起こり得
る。組織は、結局のところ、人次第でも
ある。理想論かもしれないが、私学に求
められるのは、理事会、教職員、更には
同窓生も含めたパートナーシップであり、
これを支えるのは、建学の精神と教育理
念の共有なのではないだろうか。